

ユダヤ人にとつての「名前」

——ユダヤ的固有名詞〔一〕——

村 岡 晋 一

はじめに

名前——この不思議なもの

「名前」とは不思議なものである。まわりを見わたせばありとあらゆるものに「名前」があることにまず驚かされる。世界はどこまでも多様に満ちているのに、そのすべてを名指すことができる。現代社会は次々に新しいものを生みだしつづけているのに、それらはただちに名前にまといつかれてしまう。世界のどこまで行っても名前をもたないものには出会えそうにない。「存在するもの」とは「名前をもつもの」と言いかえることさえできそうである。こうした両者の関係は、一般名詞よりも固有名詞のほうがいっそう緊密である。一般名詞は複数のものを一つのグループにまとめておいて、それらを十把一絡げに名指すという怠慢なことをするのにたいして、固有名詞は存在の一つひとつを几帳面に名指すからである。

名指すものと名指されるものの関係は、固有名詞のなかでも「個人名」、「人名」においてもっとも親密になる。われわれは自己紹介するときには自分の名前をまず言うし、自分の名前が侮辱されれば自分自身が侮辱されたように感

じる。自然民族のなかには、自分の本名を他人に明かすことをタブーとする民族がある。自分の本名を他人に知られ、その名前前で呼ばれると、魂を奪われ、彼に完全に支配されてしまうからである。「名前」はその当人もつとも「近いもの」であり、彼のアイデンティティの本質的部分をなしている。

ところが他方、名前は当人もつとも「遠いもの」でもある。それはすべてのことばのなかで当人が自由に使える唯一のことばである。まず私は自分の名前を他人からもらい受けなければならぬ。自分で自分にかつてに名前を与えるのは「詐称」とみなされる。さらに、私の名前は世界中のすべてのなかで私だけを名指すはずなのに、私は自分にかんする発言に自分の名前を使うことができない。たとえば、「私はきのう公園に行った」という発言を、「村岡はきのう公園に行った」という発言で置き換えることはできない。後者の発言をすれば、「村岡はだれのこと？」と聞きかえされるにちがいない。私の名前はどこまでも「他者」に侵食されており、もっぱら「他者」によってのみ使われるためのことばなのである。

さらに、さきほど名前は世界のすみずみまで覆い尽くしていると言ったが、しかし同時に、「名前」はみずからがつくりだした言語のペールをみずから引き裂き、言語を超えた深淵をのぞき込ませる不気味な存在でもある。言語の使命が「名指す」ことにあるとすれば、固有名詞や個人名ほどこの使命を的確に果たしていることばはない。なにしろ、それは目の前にあってありありと「見る」ことができるものに関係するからである。しかし、その名指されたものがなんであるかが問題になると、ただちに困難が生じる。伝統的な「概念形成論」によれば、たとえば「くだもの」という概念（つまり一般名詞）は、このリンゴやこのミカンやこのナシといった個物を見比べ取りだした共通な特徴（たとえば、樹木に育つとか、湿り気があるといったこと）を内容としている。したがって、一般名詞はみずから名指すものにかんして、それは樹木に育つとか、湿り気があるとか語ることができるところが、固有名詞の対象は唯一のものであり、比較を絶したものである。そのために、固有名詞はみずから名指しているはずのものについて「語る」ことができない。言語は固有名詞においてみずからの本領をもつとも發揮すると同時に、みずからの限界に出会いもするのである。「名前」は語れることと語れないことの境界線を侵犯する。

こうして、「名前」というものは、近さと遠さ、自己と他者、内部と外部、語れることと語れないことといった常識的な二項対立ではうまく説明できない不思議なありかたをしている。すべてのものが名前をもつというのはよくよく奇妙な事態なのである。そうだとすれば、名前という窓から世界を眺めてみれば、世界はこれまでとはまったく異なる姿を見せてくれるのではないか。「名前」の哲学、「個人名」の言語学が存在してもよいのではないだろうか。

二〇世紀と「言語論的転回」

二〇世紀の西洋哲学の顕著な特徴の一つは、「言語」の重要性が強調されたことである。それまで言語はせいぜいのところ、思弁的思考がたどりつく成果（認識）をいわば事後的に表現し伝達する外的な手段とみなされるか、あるいは、その不規則性と多義性によって哲学的認識の純粹性を濁らせたりゆがめたりするような障害物とみなされるにすぎなかった。ところが二〇世紀になると、人間の思考はよかれあしかれ言語という媒体のうちで営まれ、つねに言語に制約されており、人間の思考は原理的に「言語的思考」であると主張されるようになる。そうすると、「認識」を得ようとすればまず「言語」が解明されなければならない。フレーゲからヴァイトゲンシュタインにいたるまでの分析哲学と「言語論的転回」はこうした変化の代表例であり、ソシュールの共時的言語学、カッシーラーのシンボル形式の哲学、サピアとウォーフの言語相對論などもまたそうである。

それにもかかわらず、「名前」はこうした流れから置き去りにされたままだった。というのも、西洋思想は伝統的に、言語の使命を「真理を語る」ことだとみなし、言語を命題（文）と概念（一般名詞）という点から考察するからである。「犬」という概念それ自体は真でも偽でもない。「犬は動物である」という命題のかたちを取るときにはじめて、真偽の区別が生まれる。しかも、命題を構成する項（このばあい、「犬」と「動物」）は一般名詞でなければならない。というのも、真理は普遍的で永続的なものだからである。「ソクラテス」ははかなく移ろい、やがて死んでしまうが、「人間」は死ぬことがない。こうして、西洋の言語思想にとって「固有名詞」は、ましてや「個人名」などはまったく端役の地位に甘んじざるをえず、この傾向は二〇世紀においても変わらなかった。

ところが、同じところに同じ西洋で、思考は原理的に「言語的思考」だという同じような考えかたを展開しながら、これまでほとんど顧みられない思想の系譜がある。西洋に同化したユダヤ人たちの思想の系譜である。この系譜の特徴は、「名前」は端役どころか、それこそが言語の本質だと考えるところにある。そのいくつかの証言を集めてみよう。まずはフランツ・ローゼンツヴァイク。『救済の星』第二巻第二章「啓示」の「固有名」と題された節でこう語られている。

「名前は……響きと煙ではなく、ことばにして炎である。大切なのはその名前を呼び、「私はその名を信じる」と告白することなのである」⁽¹⁾。

次は、ユダヤ神秘主義の研究者ゲルシヨム・シヨールム。彼は「我々の言語について——告白」という表題の書簡（一九二六年末のローゼンツヴァイク宛書簡）を残している。

「言語とは名前である。言語の能力が避難するのも名前のなかへだし、言語に含まれた深淵に封印がなされるのも名前のなかである。……名前はそれ固有の生命を有している。そうでなければ、われわれの子孫たちは不幸なこと、空虚な未来へと希望なく引き渡されるだろう」⁽²⁾。

最後にヴァルター・ベンヤミンから引用しよう。

「人間の言語的本質は、人間が事物を命名するということである」⁽³⁾。

「人間の言語が有限ならざる言葉にも認識にもなりえない地点をなしているもの、それが人間の名である。固有

名の理論は、有限な言語が無限の言語に境を接する、その境界についての理論なのだ。あらゆる存在のなかで人間は、そもそも神が名を与えなかった唯一の存在なのであって、自分の同胞をみずから名づける唯一の存在である」⁽⁴⁾。

第一章 ユダヤ人にとって「名前」がもつ意味

このように、かなり個性の違う三人の代表的なユダヤ思想家たちが口をそろえて、「名前」や「固有名」の重要性を強調しているのを見ると、これはユダヤ思想の根本傾向から生まれてくるのではないかと予想したくなる。じつさい、ユダヤ思想研究者のアンドレアス・キルヒャーは次のように断言する。

「ユダヤの歴史はほかの歴史とは違って名前の歴史である。ユダヤの歴史は、命名と変名の社会的、文化的実践や、法的な条件や、神学的・政治的反省のうちに映しだされている。ユダヤ人の名前はユダヤ人のアイデンティティ形成が凝縮されたものとして、とりわけ啓蒙主義以来、多くの声が入りまじった対立的な解釈の対象であった。ユダヤの近代一般の自己理解は名前の特徴的な諸現象において典型的に基礎づけられ構成されるように思われる」⁽⁵⁾。

ユダヤ教と「固有名」

ユダヤ人にとって「固有名」が重要なテーマになる理由はまず第一に、ユダヤ教そのものの基本的性格にある。人間の言語の原型とされる「アダムの言語」を考えてみよう。聖書にはこうある。

「主なる神は、野のあらゆる獣、空のあらゆる鳥を土で形づくり、人のところへ持ってきて、人がそれぞれをど

う呼ぶかを見ておられた。人が呼ぶと、それはすべて、生き物の名となった」(「創世記」第二章九節)。

アダムの言語は本質的に「名前」からなっている。しかも、アダムはすべてのものを自分の目の前に一つひとつ据えて名づけているのだから、この「名前」は機能からすれば「固有名」である。

さらにユダヤ思想にとって固有名が重要であるのは、「神の名前」の神学のためでもある。

神の名前はきわめて神聖なものだから、みだりに口にしてはならなかった。普段神は「わが主 (adnai)」といった一般的な呼称で呼ばれ、神の名前を口にできるのは一年に一度の祝祭のときだけだった。そして、長いあいだ神の名前は、口に出すのがはばかられてきたために、やがて発音できないものになっていく。現在、神の名前としてエホヴァやヤハウェーなどが使われるが、当時ほんとうに神がそう呼ばれていたかはわからない。というのも、神の名前を表すあの神聖四字 (テトラグラマトン、YHWH というローマ字で表わされる) は、ヘブライ語には母音がないために、正確にどう読むのかわからなくなっているからである。だが、神の名前が言い表しえないものになればなるほど、その名前には汲みつくしがたい深遠な意味が与えられるようになる。そしてついに、カバラと呼ばれるユダヤ神秘主義になると、神聖四字のうちには宇宙のすべての秘密が隠されているという思想が現われてくる。こうして、固有名こそが宇宙の構成を左右するもつとも重要なものだという考えが出てくるのである。

ユダヤ人解放と「名前」

しかし、こうしたユダヤ教の伝統的な考えかたは、なぜ近代において固有名があらためて問題になるのかをうまく説明してくれない。近代において固有名が重要なテーマになるのは、ユダヤ人が解放され、市民権を得るという大事件に関係がある。

それまで千年以上にわたってゲットーに閉じこめられてきたユダヤ人たちは、まずフランス革命後のフランスで市民権を得ることができた。フランスの国民議会は一七八九年八月に「人権宣言」を採択したのにつづいて、一七九二

年に「ユダヤ人解放令」を採択し、ユダヤ人に職業の自由、不動産所得の自由、信仰の自由を認めた。当時フランスより圧倒的な多くのユダヤ人を抱えていたドイツでも、この動きにしばらく抵抗がありはしたが、一八二二年にはついにプロイセン政府が「解放令」を發布した。

ところがいづれの解放令にも一つだけ奇妙な条件が付いていた。

まずフランスについていえば、国民議会は解放令から二年後の一七九四年七月一〇日に次のような条例を發布している。

「公務員にしてその職務上、フランス語以外の方言もしくは言語をもって文書を作成し、もしくは署名したるものは、その居住地の裁判所に出頭して六ヶ月の禁固刑に服したる後、罷免されるべし」。

ユダヤ人解放令は、いろんな自由は許したのに、言語の自由だけは断固として許さなかったのである。この禁令はユダヤ人にとっては特有の問題を生み出した。ユダヤ人はフランス語を使わなければならないだけでなく、自分の名前をフランス語らしい響きをもつ名前に変えなければならなかった。

プロイセンの「ユダヤ人解放令」

この事情はドイツでもまったく変わらない。一八一二年の「ユダヤ人解放令」の第一項はこうである。

「我が国に現在居住している……ユダヤ人は、同国人にしてプロイセン市民とみなされなければならない」。

ここではもはや、ユダヤ人をゲットーに閉じこめてきた民族の違いも宗教の違いも問題にされてはいない。ところが、この解放令はただちに次のような条件を掲げる。

ユダヤ人にとっての「名前」(村岡)

第二項「しかし、ユダヤ人に与えられた同国人にして市民というこの資格の永続は次のような義務のもとでのみ許される。つまりその義務とは、ユダヤ人は明確に定まったファミリーネームをもち、自分たちの商業帳簿を使用するときだけではなく、契約を書き留めたり法的意志を表明するばあいにも、ドイツ語かほかの生きた言語を使い、みずからの名前を署名するさいには、ドイツ文字かラテン文字だけを使わなければならないということである」。

第三項「すべての保護下にあるか認可されたユダヤ人は、この勅令発布の日から数えて六ヶ月以内に居住地の役所の前で、どのようなファミリーネームを恒常的に名乗りたいかを表明しなければならない。ユダヤ人は、公共の交渉や文書作成においても、日常生活においても、ほかのすべての市民と同様にこの名前で呼ばなければならない」。

第四項「ファミリーネームの表明と決定が実現したのちに、すべての人は彼が居住する州政府から、彼が同国人にして市民であるという証明書を得る。彼とその子孫にとってはこの証明書が将来保護状のかわりとして役立つことになる」。

これらの条項はすべて、ドイツ語とドイツ語らしい個人名を使うことを絶対的な条件として突きつけている。では、なぜフランスもドイツもそうしななければならなかったのだろうか。

国家と言語——国語の成立

その理由はユダヤ人を解放してくれた国家の本質にある。近代国家は国民主権を原理とする国民国家 (nation state) であり、同じ一つの国民によって構成されているということがその統一性の基礎となる。では国民

(Nationalität)とはなにか。どういう資格があれば、近代国家に所属する権利、つまり「国籍 (Nationalität)」を得られるのか。

領土ではない。この規定ではとりわけドイツは困る。当時のドイツは小さな領邦国家に分かれていて、それぞれの君主が統治していたのだから、ドイツ国民など存在しようがない。それに、ドイツ人はオーストリア帝国や東欧などイッ国外にも数多く暮らしている。それでは、国民とは人種や民族によって決まるのだろうか。しかし、民族とか人種をどう規定するかはむずかしいし、人種や民族で見分けるといってもその特徴はすぐ目につくほどはっきりしていない。たとえば街中を歩いている日本人と韓国人を外見だけで見分けるのは容易ではない。それに、条件付きながら日本のように単一民族国家は世界ではむしろ例外である。かつてのオーストリア帝国も、現在のアメリカ合衆国も典型的な多民族国家である。

そこで近代国家が見いだした答えは、「同じ国民とは同じことを話す人びとである」というものだった。しかも、この「ことば」は、人が小さなときからそれとともに育ってきたようなことば、つまり「母語」でなければならぬ。母語であればその語り手がどこへ移住しようとも変わることがないからである。「母語」は母なることば (Muttersprache) が「父なる国」祖国 (Vaterland) を支えるというわけである。だが、「母語」はそのままのかたちでは、国家を支えることは、つまり「国語」にはなりえない。まず「母語」には方言がつきまとう。たとえば津軽弁と熊本弁ではおたがいにうまく話が通じない。そこで、ある特定の方言を共通語に格上げして、ほかの方言を駆逐する必要がある。とはいえ、特定の方言がすぐさま共通語になるわけではない。本来方言は語られることばであって、それを語る人の特徴が染みみついている。国家が必要としているのは「書きことば」である。したがって、「国語」が成立するためには、語られていることばを規格化し、それに統一性を与える必要がある。こうして「文法」が成立する。言語純化運動が起こるのである。

フランスの言語純化運動

現代のフランスを考えてみよう。われわれは一般にフランスでフランス語以外の言葉が語られているという事実を意識することがない。しかし、フランスではいまでも多くの方言が話されている。田中克彦『ことばと国家』（岩波新書）によれば、「西端ではブルトン語が、スペインとの国境地帯にはバスク語とカタロニア語が、ベルギーとの国境にはフラマン語が、アルザスとロレーヌにはドイツ語に似たことばが、また、全土の三分の一に当たる南部にはプロヴァンス語などを含むオック諸語が話されている」（七九〜八〇頁）。この事実を意識することが少ないのは、フランスが「国家と言語の関係をはっきりりと法律で規定した最初の例」であり、しかもそれは「フランス語の特権的地位をあきらかにしたのみならず、ほかの言語のいっさいの使用を排除することを目的としていた」⁶⁾からである。フランスではフランス語の「国語」化はかなり早い時期に開始されていた。たとえば一五三九年にフランソワ一世は「ヴィレール・コトレの勅令（ordonnance de Villers-Cotterêts）」を發布し、その一一〇条と一一一条でフランス国内の公的生活では、王の言語のみが国家の言語であるとして、「すべての裁判や公務において」「フランスの母語（langage maternel）だけで、発音され、記録され、伝えられるべき」ことが決定されたのである⁷⁾。「ラング・ナシオナル、すなわち「国家の言語」ということばがはじめて出現するのはフランス革命後からだだが、その「国語」の実質的な中核は、すでに一五三九年の法的措置によって確立されていた。

さて、このようにフランス語が「国家の言語」に指定されると、次には名前前の法的規制が登場する。公務員がフランス語以外の言語で書き署名することを禁じた一七九四年から九年後の一八〇三年のナポレオン法典は、新生児に付けることのできる名前が「各種の暦のなかに記されている名と、昔の歴史のなかの有名な人物の名だけに限る」と規定したために、フランス人が選ぶうる名前は五〇〇にすぎなくなる。その結果、たとえば子供にブルトン語の名前をつけて出生届けを出したところ、それが拒否されるといふ事件が起こった。彼は出生を認められないまま二〇歳の青年になり、そのあいだ入学試験、運転免許証、銀行預金口座の開設、旅券の入手などの市民的権利を拒否されつづけた⁸⁾。

ドイツのばあい

祖国 (Vaterland) と母語 (Muttersprache) のこつした結婚は、フランスよりもドイツのほうがさらに親密なものになった。というのも、当時フランスでは近代国家が成立していたが、ドイツではむしろ一八〇六年に中世からつづいてきた神聖ローマ帝国が減ってしまったからである。帝国の実権はとつくの昔に地に落ちていたが、その存在は名目的にはあれドイツという名前に統一のイメージを与えてくれていた。そのあとに残されたのはさまざまな支配者たちがばらばらに支配する領邦国家でしかなかった。したがって、ドイツ人がこの没落した灰のなかから新しいドイツ国家を蘇らせようとすれば、抛り所にできるものは「新しい統一の言語」だけであった。そのために、ドイツでは統一国家を求める熱烈な要求は、「洗練されたドイツ語」にたいする熱烈な要求として現われる。

プロイセンでユダヤ人解放令が出された一年後にドイツではエルンスト・モーリッツ・アルント (Ernst Moritz Arndt) の「ドイツの祖国 (Das Deutsche Vaterland)」という詩が大流行するのだが、その一節はこうなっている。

「ドイツの祖国とはなにか。ドイツのことは響くかぎり、神が天にうたうかぎり、この国をかく呼ばん」。

つまりドイツの国家は、ドイツの母語が日常語として鳴り響いているところではどこでも実現されるというわけである。

したがって、これ以後、洗練されたドイツ語 (新高ドイツ語が候補となった) を話せるような教養ある市民、つまり「教養市民 (Bildungsbürger)」になることが、ドイツ「国民」の基本条件となる。アルント・クレーマー『ドイツ・ユダヤ人——ドイツ語』によれば、カント以後のドイツ思想の展開は、こうした言語純化運動を背景にして理解できる。

「教養市民における文化国民というコンセプトが最終的に足場を固めることができるためには、まずその前に言

語のきわめて卓越した役割が体系的・哲学的に裏づけられなければならなかった。このことは伝統的な哲学にもとづいては実現できなかった。……今述べたような方向転換は二つの名前に結びつけることができる。フンボルトとヘルダーである」(2)。

つづいてゲーテとシラーが登場して、さらにドイツ語を洗練し、それに芸術的な美さを与える。フンボルト、ゲーテ、シラーは文学的・芸術的な運動と同時に、新しい文化国家の基礎を準備する国民運動をも生み出したのである。この動向はドイツに解放されたユダヤ人にとつても重要な意味をもっていた。ドイツ人と同じく来るべき文化国家の平等な国民となるには、彼らもまたドイツ人に劣らない洗練されたドイツ語を身に付けなければならなかった。ドイツ・ユダヤ人たちのだれもがゲーテ、シラーの文章を暗記していたのも、ハインリヒ・ハイネやゲオルク・ジンメルがドイツ人以上に洗練されたドイツ語を書けたのも、そのためである。

そうなる問題になるのは「名前」である。

ドイツ語がどれほど流暢に話せても、名前しだいではドイツ人ではないことがすぐにばれてしまう。「金」や「朴」という名前が同じ漢字で綴られていても、この名前の持ち主が日本人ではないことはただちに知られてしまうようなものである。ここに、フランスでもドイツでも「名前」の条件が付される根拠がある。したがって、圧倒的多数のドイツ・ユダヤ人は変名の命令を素直に受け容れた。

デイトツ・ベーリングが『ステイグマとしての名前——一八二二年から一九三三年までのドイツの日常における反ユダヤ主義』において教えるところによれば、ただちに放棄されたユダヤ人のファミリーネームのベストテンは以下のとおりである。

- 1' Levi, Levin
- 2' Hirsch
- 3' Moses
- 4' Markus
- 5' Nathan
- 6' Salomon
- 7' Liepmann
- 8' Bendix
- 9' Isak
- 10' Samuel

1、3、5、9、10などが放棄されたのは、それが典型的な旧約聖書の名前だからであり、2、4、8などが放棄されたのは、もともとヘブライ語を思い出させるような代用された名前だったからである。たとえば、HirschはNaphthaliの代用であり、MarkusはMordechaiの、BendixはBaruchの代用であった⁽¹⁰⁾。

こうして、一八一二年にはファミリーネームの選択手続きは完了し、すべてのユダヤ人は変名の代償に保護状を得た。そして国王は、一八一六年に「罰を受けたくなければ、名前を変えてはならない」ことを決定し、一八二二年には「名前を変えられるのは領邦君主の認可があるときだけである」ことを定めた。そこで、いまでも選択の余地があるのは新生児のファーストネームだけになったが、これが次に問題になる⁽¹¹⁾。

ウィーン会議以降ドイツで反動勢力が支配権を握ると、反ユダヤ主義がふたたび勢力を盛り返し、それが名前の問題にも影を落とすことにある。いまや名前の問題の方向は逆転してしまう。それまでユダヤ人がユダヤ人を連想させるような名前を捨てて、ドイツ人らしい名前を付けるように求められたのは、あくまで同じドイツ国民になるためであった。ところがいまではキリスト教徒やドイツ人らしい名前を付けることが禁止される。というのも、そうしなければドイツ人とユダヤ人を識別できなくなるからである。

フリードリヒ・ヴェルヘルム三世は、まず一八一六年八月二九日、「洗礼を受けていないユダヤ人の子供にたんなるキリスト教的な洗礼名だけを与えること」を禁止、一八二八年一月三〇日にはこの禁令に従わない者を厳格に処罰することを警察に求めたが、十分な効果が得られなかったので、一九三六年にも次のような勅令をふたたび出さなければならなかった。

「フェルディナンド」という名前にかんして言えば、一八二八年一月三〇日の私の勅令において、ユダヤ人はキリスト教的なファーストネームを付けてはならないと明確に規定されている。しかし、この勅令は重視されず、その原因はむしろ、警察当局がそれを十分慎重に遵守していないためである。したがって、私の命令が

あらためて肝に命じられるべきである」⁽¹²⁾。

ドイツ・ユダヤ人たちはこの勅令にも従順に従おうとした。それにもかかわらずこの勅令が十分な成果を上げられなかったのは、警察当局がそれを遵守しなかったからではなく、「キリスト教徒」特有の名前とはいったいどんな名前であり、ドイツ人だけがもつ名前とはどんな名前かがはっきりしなかったからである。じっさい、ケーニヒスベルクのユダヤ人コミュニティは一八三六年一〇月の請願書においてこう訴えている。

「私たちはラテン語、ギリシア語、ヘブライ語、ドイツ語、英語などの名前ならたしかに区別できますが、「キリスト教的な」名前となると区別できるものでしょうか。たしかに多くのドイツ人は、ヘルマン、ハインリヒ、ジークフリート、ゴットハルトなどの名前をもっていますが、しかしこれらの名前は、キリスト教的とも、ユダヤ教的とも、イスラム教的とも呼ぶわけにはいきません」⁽¹³⁾。

さらに、ドイツ人（およびヨーロッパのキリスト教徒）がかなり前からユダヤ人から受け継いだ名前をもつこともあきらかになった。そこで対処に困り果てたベルリンのユダヤ人コミュニティは、ユダヤ学の創設者であるレオポルド・ツンツ（Leopold Zunz 1794-1886）にその博学な知識によってこの課題を解決してくれるように依頼した。こうして、一八三六年一〇月一六日にできあがったのが『ユダヤ人の名前——歴史的研究（*Namen der Juden: Eine geschichtliche Untersuchung*）』である。この論文は、ユダヤ人による固有名の最初の学問的考察としてきわめて重要である。

第二章 レオポルド・ツンツ『ユダヤ人の名前』

まずツンツはみずからの著作の目的をこう語る。

「ユダヤ人の名前とキリスト教徒の名前は二つの両立しない要素のように語られてきた。われわれはこうした見解をさしあたりそのままにしておいて、この契機の起源と性格について二千年以上にわたる歴史に問いたずねてみよう」⁽¹⁵⁾

ツンツは改革派の聖職者であり、ユダヤ教を近代科学の立場から解明するユダヤ教学 (Wissenschaft des Judentums) の創設者でもある。そうした彼であってみれば、「文明国ではユダヤ人はかつてないほどの解放に近づいている」(序文Ⅷ)ことを確信している。したがって、この解放を決定的なものにするには、ユダヤ人の名前についてのさまざまな謬見を広めている反動勢力の最後の息の根をこの歴史研究によって止めなければならぬ。

ところで、「名前は言語から生の息吹を、歴史から意味を、慣習から刺激を受けとる。したがって、ユダヤ人の名前は密かな歴史を隠しもっている。それは暗号文で書かれた年代記である」⁽¹⁶⁾。周知のように、ユダヤ人の言語と文学は彼らに移り住んだ国との交流のなかで形成されてきたし、ユダヤ人の名前もまたそうである。ユダヤ人の名前の歴史はそのままユダヤ人のディアスポラの歴史でもある。そうだとすれば、「ユダヤ教的な名前」と「キリスト教的な名前」の選別によってふたたびユダヤ人を排除しようとする試みがいかに無益であるかが証明されるはずである。

太古のユダヤ人の名前

そこでツンツはまずユダヤ史の起源にまでさかのぼる。大方の予想としては、太古のユダヤではいまだほかの国と

の交渉が少ないだけに、多くのユダヤ的な名前やヘブライ語の名前が支配的であったと考えたくなる。しかしじつさ
いにはそうではない。太古の時代からすでにユダヤ人の名前は国際的なのである。

ペルシア時代（紀元前五三六〜四三二年）の最初の百年を見れば、ユダヤ人の名前には少数の古い名前とともにす
でに多くの新しい名前が見つかる。たとえば、バビロンへの離散を意味する *Sembabel*、イランを意味する *Eiam* など
である。さらに他民族、とりわけアラム人の名前にあやかっていた名前も見つかる。彼らの言語が当時すでにヘブライ語
を圧倒しはじめ、たとえばアラム語の接尾辞 *ai* が増えていく（*Behai, Atai, Chagai, Ijai, Sakkai* など）。名前全体がア
ラム語の語根を借用し、アラム的な色彩をもつもの（*Meschesebel, Meharabel*）、アラム語的な活用をもつもの
（*Scherebia, Shina, Chatann* など）もある。バビロニア人やペルシア人からも名前が借用される（*Mordechai,*
Belschazar, Schenazar, Scheschazar など）。*ch* にまたヘブライ語の *Tobia*, アラム語の *Rechum*、カルデア語の
Sharezer は、異教徒もユダヤも共通に使っていた⁽⁹⁾。

次の百年（紀元前四三二〜三三〇年）になると、古い名前への逆行はほとんど見られず、むしろエズラ時代以降は
多くの新しい名前が登場する。たとえば冠詞をもつ名前 *Ha-katan*, *Ha-pizez*, *Ha-seferet* などはその一例である⁽¹⁰⁾。

ギリシア時代（紀元前三三〇〜四〇年）

ギリシア人の支配はユダヤ人にギリシア的な名前をもたらしした。ただし最初は高い身分のユダヤ人だけに限られて
いた。ヘロデ王統治以前にすでにユダヤ人は次のような名前を名乗っていた。Alexander, Amyntas, Andronicus,
Antigonus など⁽¹¹⁾。次の時代（紀元前四〇年〜紀元四七六年）にはギリシアの名前の頻度が増していき、あらゆる階
級、さまざまな居住地のユダヤ人によって使われるようになる。またローマへの依存が増すと、アラム語の要素のう
ちにローマ的な言語の要素が入りこみ、ユダヤ人家族にローマ的な名前が入りこんでくる。たとえば *Agrippa,*
Agrippinus, Castor, Domnus, Julianus, Titus などである⁽¹²⁾。

ツツは、古代におけるユダヤ人の名前のありかたを次のように要約する。

「みずからがそのもとで生きている民族の言語と名前をわがものとするというこの当然の出来事は、だれもユダヤ人に禁じはしなかったし、支配民族はそれを権利として認めてさえた。……というのも、言語は太陽や空気と同じように、階級や宗派に関係のない共有財産だからである。しかし、ユダヤ人は遠い昔からさまざまな国に定住し、とつくの昔にもはやヘブライ語を話さなくなっており、アラム語、ペルシャ語、アラビア語、ギリシア語、ラテン語を話していた。彼らはゴート人の、異教徒の、カナンの奴隷の名前をもっていた。そして、外国語の名前を妨害するどころか、みずから古いヘブライ語名をギリシア語風に名乗った。……聖書の名前だけに限定するなどということはけつして話題にならなかつた。聖書の名前のうち二〇分の一が保持されたにすぎず、アラム語名や外国語名のほうがはるかに多かつたのである」⁽²⁰⁾。

中世のユダヤ人の名前

中世になると、キリスト教がヨーロッパ世界を支配するようになり、それにつれてユダヤ教への迫害も激しくなる。しかし、名前にかんするかぎり、中世においても事態は古代と変わらなかつた。中世前期(四七六―一〇〇〇年)には名前が禁止されたり、押しつけられたりすることはなかつた。中世後期(一〇〇〇―一四九二年)の全時代を通じて、好きな名前を付けるという権限にあいかわらずどんな制限もなかつた。一四九二年から一七八一年にかけての三〇〇年間、ユダヤ人はその国の慣習から借用したじつにさまざまな名前を使用していた⁽²¹⁾。

啓蒙主義の一八世紀

レッシングが『ユダヤ人』(一七四九年)でユダヤ人差別を批判し、『賢者ナータン』(一七七九年)でキリスト教、ユダヤ教、イスラム教の共存を説いたときに、そしてドーム(Christian Wilhelm Dohm 1751-1820)が『ユダヤ人の市民的改善 (Über die bürgerliche Verbesserung der Juden)』(一七八一年)においてユダヤ人の市民的平等を主張した

とき、「ユダヤ人の市民生活と精神生活に新しい時代が始まり」、その影響は名前にまで及んだ。ドイツ人たちは文明開化の影響で、Fisslin, Iel, Hossel, Kosman, Mezo, Mesa, Puppelin, Salgund, Seklinなどの古めかしい名前を捨てはじめたが、ユダヤ人もこれを倣い、ヨーロッパ的な名前を名乗りはじめた。

「ユダヤ教徒固有の名前」は存在しない

レオポルド・ツンツはこのように二千年にわたるユダヤ人の名前の歴史を概観したのちに、次のように結論する。

「ユダヤ人がそのほとんどの名前を聖書から借用してきたという主張はまったくの誤りである」⁽²⁾。

ところでツンツによれば、ユダヤ人が非難されているのは、ユダヤ人が古来の名前をなおざりにしているからではない。告発者が嘆いているのは、ユダヤ人もまたルドルフやオットと名乗り、だれもPedahzur, Elijachba, Metuschelachと名乗らないので、名前ではユダヤ人とドイツ人の見分けがつきにくくなるということである。これにたいしてツンツはこうやりかえす。「その〔ドイツ人の〕告発者はどうしてフランツと名乗り、途方もない古代にもどつてWeringoz, Ingerod, Amgrimなどと名乗らないのだろうか。われわれに言わせれば、そこにはユダヤ人憎悪の匂いがあるようにである」⁽²⁾。

「キリスト教徒固有の名前」は存在しない

「ユダヤ教徒固有の名前」という主張が歴史をふりかえるかぎりばかけた主張であるとしても、「キリスト教徒固有の名前」は存在するのではないか。ツンツはこれもまたきっぱりと否定する。

「キリスト教は精神に足場をおく教説であり見解であり、それはどんな土地も言語も民族を具現してはいない。

……したがって、イスラム教の、一神教の、ルター派の言語が存在しないように、キリスト教の言語というものは存在しない。名前はまずはなんらかの民族と言語に属するのであって、教会や教義に属するものでもなければ、あれこれの政治的や宗教的な見解に属するものでもない。したがって、キリスト教の名前などというものは「けっして存在しない」⁽²⁴⁾。

それでは「キリスト教的な名前」を歴史から見るとは、現在キリスト教徒がファーストネームや洗礼名として使っている名前」と理解してみよう。わかりやすくするために、ドイツのキリスト教徒に話を限ろう。

ツントツによれば、この場合の名前は二つに分類できる。ドイツ語の名前か、外国に起源をもつかである。まず前者だとしてみよう。ドイツ語の名前はそれを異教のもので「つまりキリスト教以前に」生みだしたドイツ語に属し、ドイツ語を母語として認めるすべての人に与えられる自由な財産でありつづける。キリスト教徒であろうとなかろうとその財産を失うことがない。したがってドイツ語の名前に「キリスト教的な名前」はありえない。

では外国由来の名前はどうか。外国語の名前は聖書的であるか、そうでないかのどちらかである。前者のばあい、ユダヤ教徒の名前は旧約聖書に、キリスト教徒の名前は新約聖書に帰せられるが、旧約聖書がユダヤ人の名前の独占的供給源ではないことはすでに立証されたが、新約聖書もまたキリスト教徒の名前の供給源ではない。「新約聖書の名前にしても、そこに登場するイエスの信奉者たちはみずからの名前を、ユダヤ教において、つまりユダヤ人の両親から受けとるか、異教において、つまり異教徒の両親から受けとるかしたのであり、しかも、キリスト教徒としてそれを捨て去りはしなかった」⁽²⁵⁾。したがって、たとえばAdam, Abel, Andrew, Elisabeth, Emmanuel, Jesus, Joachim, Johannes, Paulus, Petrus, Philipp, Thomasなどの名前が、ユダヤ的かキリスト教的かのどちらかでなければならぬとすれば、ユダヤ的な名前にはかならないのである。

それでは聖書以外の外国語の洗礼名についてはどうだろうか。

「それ以外の外国語の洗礼名にたいする独占的な請求権となるとますます都合が悪い。ドイツではこの種の名前はまだ八〇〇年もたつておらず、それは一二世紀以前には現われない。そして、十字軍遠征と修道院や宗教権力の増大以来の聖人伝によつてはじめて一般的になった。それにたいしてユダヤ人は千年前から、ローマキリスト教徒……がユダヤ人を知つたときからこの名前の所有者であつた。それにじつさい、数千年の人類史を見れば、ドイツでもほかの国でも、きわめて縁遠い地域の名前が併存していたのであり、なぜユダヤ人だけがそうでないことがあろうか。ユダヤ人こそはみずからの名前を、古い名譽ある外傷の傷跡としてもっているものであり、これらの名前は血と涙をへてわれわれのもとにまでたどりついたのである」⁽²⁶⁾。

こうして、最後にレンツは次のように結論して、この著作を締めくくる。

「人間ではなく神が与えたものにたいする権利を苦勞して勝ちとるといふのはなんのためだろうか。肉体と魂、空気と言語、精神と感情は万人の不可侵の財産である。名前の所有も名前の選択も両親と家族の神聖な権利であり、どのような法律的行為もそれを侮辱することはできない。そんなことをしても人倫を促進することにはならないし、無秩序を阻止することにも、どんな宗教にも繁栄をもたらすことにもならない。キリスト教は愛と認識のために登場したのであり、みずからの信者を特別扱いするためではない」⁽²⁷⁾。

しかし、ツンツのこうした提言は、一九世紀の最後の三〇年間にふたたび激しくなつた反ユダヤ主義によつて無視されてしまう。ユダヤ人たちがドイツ社会に溶けこみ、それまで彼らを識別する標識であつた衣服、儀礼的食事習慣、独自の祝祭日、特殊な言語表記（ヘブライ語、イディッシュ語）を改めていくにつれて、最後の標識として残つたのは「名前」とりわけファミリーネームだけであつた。したがつて反ユダヤ主義たちは、あくまで「ユダヤ的」名前

の存在を主張して、ユダヤ人の変名の権利を奪おうとした。こうした反ユダヤ主義の決定的な勝利をあきらかにしたのが一八九四年三月一二日の勅令である。

「ファミリーネームの変名の申請は……十分な理由がなければ認められない。たとえば、よりよい生計を目的として、あるいは反ユダヤ主義を顧慮して、ユダヤ出自を示す名前を別の名前と交換するばあいには、そうした申請は十分な理由をもつとみなされてはならない」⁽²⁸⁾。

一八九八年八月一五日には、ファーストネームの勝手な変名も罰せられ、一九〇三年九月二五日には、キリスト教に改宗するさいに変名するというユダヤ人の権利も取り消されることになった。あくまでユダヤ人には「ユダヤ人の名前」というわけである。

だが世紀転換期ごろになると、ユダヤ人の側にも新しい動きが現われる。彼らのほうでも「ドイツ人の名前」を捨てて、「ユダヤ人の名前」を付けようという主張が現われるのである。この動きを促進したのはいうまでもなくシオニズムである。たとえば、R・ブレーラーという人物が雑誌『世界』（一九〇二年七月四日、第二七号）に「ユダヤ人の名前について」という記事を寄せている。彼によれば、「自分たちの先祖の名前を保持することは、いまや失われてしまったようにみえる先祖への誇りという喜ばしい感情でわれわれを新たに満たし、この受け継がれてきた血統全体の絆を確かなものにするのに役立つ」だけではない。「ヘブライ語の名前は、〔全世界に散らばった〕われわれをふたたび一つに統一し」、「アラビアに住むユダヤのベトウイン人と、ロンドンのユダヤ人紳士がおたがいに握手」できるようにする⁽²⁹⁾。

だが、これとは対照的な理由で「ユダヤ人の名前」が求められるばあいもある。クロアチア人、チェコ人、トルコ人など多民族が暮らすボスニア地方のユダヤ人であるグスタフ・ザイデマンは、『世界』に「われわれは子どもにどんな名前を付けるべきか」という記事を投稿し、ユダヤ人の名前を付けるべきだと結論する。ユダヤ人がほかの民族

と共生するためにもっともたいせつなのは中立を保つことである。したがって、彼がその地で有力なほかの民族の名前を付ければ、それが理由でほかの民族によって追放されたり弾圧されたりしかねない。またユダヤ人はほかの地に移住することがありうるが、自分の出身地の有力な名前を付けてしまえば、移住地ではよそ者とか敵とみなされる危険性がある。それに、鉤鼻などユダヤ人の身体的な特性は隠せないのに、ユダヤ人らしくない名前を付けていれば、逆にみずからの劣等感を暴露し、軽蔑されるだけである。つまりザイデマンは、シオニストのように全世界に離散しているユダヤ民族の統一のためではなく、むしろほかの民族とともに暮らしていくために「ユダヤ人の名前」を必要としているのである³⁰。

したがって、ユダヤ人にとつて「名前」はたんなる言語学的な関心の対象ではないし、自分たちの宗教や歴史の独自性を理解する鍵であるだけでもない。それはさらに、同化か民族的自立か、ディアスポラかシオニズムといった、自分たちがこれからどう生きていくべきかを左右する問題だったのである。だからこそ、二〇世紀のユダヤ思想家たちは「名前」の問題を避けて通れなかったのである。

注

- (1) フランツ・ローゼンツヴァイク『救済の星』村岡晋一・細見和之・小須田健訳、みすず書房、二八六頁。
- (2) シュテファヌ・モーゼス『歴史の天使』合田正人訳、法政大学出版局、二五一頁。
- (3) ヴァルター・ベンヤミン『言語一般および人間の言語について』久保哲司訳（『ベンヤミン・コレクション1』）ちくま学芸文庫、一四頁。
- (4) 同上、二四頁。
- (5) Andreas B. Kilcher, *Verwandlung der Namen, Namen: Benennung-Verhng-Wirkung, Positionen der europäischen Moderne*, Kulturverlag Kadmos Berlin, S. 165.
- (6) 田中克彦『ことばと国家』岩波新書 七九頁。

- (7) 同上、九〇頁。
- (8) 同上、八三頁。
- (9) Arndt Kremer, *Deutsche Juden-deutsche Sprache*, De Gruyter, S. 38.
- (10) Dietz Bering, *Der Name als Stigma. Antisemitismus im Deutschen Alltag 1812-1933*, Verlag Klett-Cotta, S. 58.
- (11) Ebd., S. 62.
- (12) Ebd., S. 74.
- (13) Ebd., S. 86.
- (14) Leopold Zunz, *Namen der Juden. Eine geschichtliche Untersuchung*, 1836, S. 2.
- (15) Ebd., S. 1.
- (16) Ebd., S. 3-6.
- (17) Ebd., S. 6-7.
- (18) Ebd., S. 6-11.
- (19) Ebd., S. 18-21.
- (20) Ebd., S. 35-6.
- (21) Ebd., S. 81-2.
- (22) Ebd., S. 102.
- (23) Ebd.
- (24) Ebd., S. 119-120.
- (25) Ebd., S. 119-123.
- (26) Ebd., S. 123-4.
- (27) Ebd., S. 124.
- (28) Dietz Bering, *Der Name als Stigma. Antisemitismus im Deutschen Alltag 1812-1933*, S. 133.
- (29) R. Blierer, Zur jüdischer Namen, *Die Welt*, Heft 27, 1902, S. 7.
- (30) Gustav Seidemann, Welche Namen sollen wir unseren Kindern geben, *Die Welt*, Heft 24, 1902, S. 5-6.

